**平成２７年（フ）第４９１８号**
東京都江戸川区西葛西５丁目４－６－404
債務者　金泉美津子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２７年（フ）第４９５４号**
東京都北区志茂２丁目22－３－102
債務者　小松ヒロ子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第３号**
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛172番地１
破産者　雪屋　政勝
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２７年（フ）第８３号**
大阪府泉佐野市春日町５番12号
破産者　小間物谷寅松
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第９２号**
堺市西区鳳中町８丁280番地１フロレアールコトブキ401号、前住所大阪府高石市東羽衣７丁目５番５号
破産者　花田　春恵
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第２１５号**
奈良県香芝市五位堂５丁目116番地１　メゾン・ド・ブリズＢ－２号、前住所奈良県北葛城郡広陵町馬見北５丁目４番13号
破産者　佐古　美和
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２７年（フ）第１９１号**
札幌市東区北37条東22丁目８番１－601号
破産者　佐々木義樹
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２５２号**
札幌市北区拓北３条４丁目７番８号
破産者　岩佐　武敏
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２８２号**
札幌市厚別区大谷地西３丁目９番18号
破産者　中川千夏子
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１２３９号**
さいたま市見沼区大字御蔵561番地20、旧住所さいたま市見沼区大字東新井737番地２
破産者　七海　功史
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１１１号**
埼玉県久喜市久喜北１丁目２番20号　シャトーヌフｄｅＳ203号
破産者　戸笈　智一
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第２８号**
埼玉県本庄市児玉町元田170番地、旧住所埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬868番地１　前原アパートＦ棟
破産者　黒沢　　薫
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２７年（フ）第３５号**
福井市上森田２丁目112番地
破産者　髙間　京藏
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第４９号**
福井県丹生郡越前町梅浦第59号18番地３
破産者　松山　　修
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第７２号**
愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地263
破産者　占部　能久
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第９７号**
名古屋市中区千代田２丁目14番12号　シティライフ鶴舞10Ａ号、従前の住所名古屋市中区新栄１丁目17番３号　アレアイーストコート新栄405号
破産者　姫田宗一郎
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第２号**
兵庫県明石市中崎１丁目１番１－110号、開始決定時の住所兵庫県明石市硯町２丁目７番26－703号
破産者　アルベハデリ・ハイテム・ケイエイチ・フマディこと　ハイテム・ケイエイチ・フマディ・アル・ベハデリ（ＨＡＩＴＨＥＭ　ＫＨ　ＨＵＭＡＤＩ　ＡＬ　ＢＥＨＡＤＬＹ）
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係